

# 空き家活用・流通促進事業費補助金（改修事業）提出書類一覧

## 1 はじめに

この補助事業は、改修（リフォーム）工事の着手前に申請する必要があります。また、補助金の交付が決定するまでは、着手することはできません。決定がされる前に着手した場合、補助金の交付対象外となります。御注意ください。

## 2 必須書類

- 申請書（第3号様式） 申請者は、契約者に限られます。
- 不動産売買契約書又は賃貸借契約の写し
  - 必要な情報  契約者署名欄  契約金額がわかる箇所
  - 中古住宅の所在地がわかる箇所
  - 契約日がわかる箇所
- 建物登記簿謄本
- 各階平面図（間取図）
  - 必要箇所  キッチン  お風呂場  トイレ
- 耐震補強工事を行ったことがわかる書類の写し（昭和56年6月1日より前に建築されたまたは同日時点で建築中であった中古住宅に限ります。）
  - 必要な耐震性能  木造の場合1.0以上、非木造の場合0.6以上
- 改修工事に要する費用の見積書
  - 見積書宛名が申請者となっているものを御提出ください。
- 改修工事対象箇所の現況写真（工事着手前の写真）
  - 補助金の交付を受けようとする工事箇所の写真を全て提出してください。写真の提出のない箇所に係る費用は、補助対象とはなりません。

## 3 直前の住所が藤枝市内であった申請者のみ必要となる書類

- 藤枝市税（市民税のみ）に滞納がないことがわかる書類（次のうちいずれか）
  - 完納証明書  非課税証明書  滞納がない旨の誓約書

## 4 その他必要な書類

- 母子手帳の写し（第1子を妊娠している場合に限ります。）
    - 必要な箇所  表紙  子の保護者欄（父母の氏名を記入した状態のもの）
  - 建物所有者の改修同意書（第4号様式）（賃借した中古住宅で改修事業を行う場合に限ります。）
  - 住民票（申請時点で、居住を予定しているもののうち、住所が藤枝市外の方のものに限ります。）
- ※ 上記の書類以外にも、世帯状況等に応じて追加で書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめ御承知おきください。